

各 位

平成 19 年 4 月 23 日  
東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号  
株式会社ワイズテーブルコーポレーション  
代表取締役社長 金山 精三郎  
(コード番号: 2798 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役副社長 庄司 靖  
( 03-5412-0065 )

## (訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の訂正について

平成19年4月13日に発表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」の内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

### 記

訂正箇所

訂正箇所は下線(        )で表示しております。

<訂正前>

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は当事業年度末における資本金が 5 億円を超え、本総会における計算書類の承認により会社法に規定する大会社となりますので、同法第 328 条第 1 項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、変更案第 5 章(監査役および監査役会)を新設し所要の変更を行うとともに、今後の監査体制の一層の充実に備え現行定款第 17 条に定める監査役の員数を変更するものであります。
- (2) 上記(1)の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>( 1 ) 取締役会</p> <p>( 2 ) 監査役</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>( 1 ) 取締役会</p> <p>( 2 ) 監査役</p> <p><u>( 3 ) 監査役会</u></p> <p><u>( 4 ) 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 条 ~ 第 16 条 [省略]</p> <p>第 4 章 取締役、監査役および取締役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 7 名以内、<u>監査役は 3 名以内とする。</u></p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第 18 条 <u>取締役および監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第 5 条 ~ 第 16 条 [現行どおり]</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[削除]</p>
<p>第 20 条 ~ 第 24 条 [省略]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>それぞれ株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第 20 条 ~ 第 24 条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 26 条 [省略]</p>	<p>第 26 条 [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>[新設]</p>	<p>(員数)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 30 条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前まで</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第28条 ~ 第31条 [省略]</p>	<p><u>に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条 ~ 第38条 [現行どおり]</p>

<訂正後>

1. 変更の理由

- (1) 当社は当事業年度末における資本金が5億円を超え、本総会における計算書類の承認により会社法に規定する大会社となりますので、同法第328条第1項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、変更案第5章(監査役および監査役会)を新設し所要の変更を行うとともに、今後の監査体制の一層の充実に備え現行定款第17条に定める監査役の員数を変更するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第17条に定める取締役の員数を変更するものであります。
- (3) 上記(1)の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>第5条 ~ 第16条 [省略]</p> <p>第4章 取締役、<u>監査役</u>および取締役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>7名以内、監査役は3名以内</u>とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第18条 <u>取締役および監査役</u>の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 ~ 第16条 [現行どおり]</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 ~ 第24条 [省略]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>それぞれ株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第26条 [省略]</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>[削除]</p> <p>第20条 ~ 第24条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 [現行どおり]</p> <p>[削除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
[新設]	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>
[新設]	<p><u>(員数)</u> 第 27 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p>
[新設]	<p><u>(選任方法)</u> 第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
[新設]	<p><u>(任期)</u> 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
[新設]	<p><u>(常勤の監査役)</u> 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
[新設]	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
[新設]	<p><u>(監査役会規程)</u> 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
[新設]	<p><u>(報酬等)</u> 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 計 算</p> <p>第28条 ~ 第31条 [省略]</p>	<p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p>第 34 条 当社は、<u>会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第35条 ~ 第38条 [現行どおり]</p>

以 上